

第4章 高齢者虐待対応 Q&A

1 高齢者虐待の判断	80
2 緊急性の判断	80
3 ケース会議に諮るべきケース	81
4 家族が医療を受けさせない場合	81
5 家族が介護サービスを拒否する場合	82
6 家族が身元保証人にならない場合	82
7 住民票が移動されていないケースの措置市町村	82
8 入所判定委員会の開催	83
9 定員超過の取扱い	83
10 やむを得ない事由による措置の要件	84
11 やむを得ない事由による措置を実施した場合の費用負担	85
12 家族が年金を取り上げている場合	87
13 法律関係の相談窓口	88

対応マニュアル本文の内容のうち、さらに詳細に説明する必要があると思われる事項や、本文に記載されていないもので、実際に現場で対応する際に参考になるとと思われる事項について、Q&Aとして掲載しました。

1 高齢者虐待の判断

Q 虐待行為の判断の視点や基準は？

国 P3

虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、法の取扱いに準じて必要な援助を行っていく必要があります。

- (1) 虐待かどうかは、高齢者本人が安心して暮らす権利が脅かされているかどうかで判断することになります。
- (2) 意図的であるかどうかは問いません。例えば、本人の回復を願ってのこととしても、本人の能力以上にリハビリを強要することは、虐待になる可能性があります。
- (3) 目の前の状況を虐待と捉えていいのか否か実際の判断は大変難しいものと思われます。判断が難しいケースについては、虐待に該当するか否かを検討することが目的ではないので、必要な支援を実施していくという観点に立ち対応していくことが重要です。

2 緊急性の判断

Q 緊急かどうかの判断は、どのようにしたらよいのか。

緊急かどうかの判断は、受付記録の作成後、相談受理者が担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）等に相談のうえ、直ちに行うとともに、緊急な対応が必要と判断された場合は、市町村の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

次の基準を参考に、生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

- (1) **生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。**
 - ・骨折、頭蓋内出血、重度の火傷などの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状、衰弱、肺炎等
→医師に判断を依頼することが有効
- (2) **虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。**
 - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない。
 - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうもない。
- (3) **本人や家族の人格や精神状況にゆがみを生じさせている、もしくはそのおそれがある。**
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
 - ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。
- (4) **高齢者本人が明確に保護救済を求めている。**

3 ケース会議に諮るべきケース

Q ケース会議に諮って対応するケースはどのような場合か。

- (1) 次のようなケースの場合は、ケース会議に諮って対応することが有効です。
- ア 本人又は家族が介入を拒んでおり、必要な支援が行えないケース
 - イ 財産問題（相続等）や経済問題（貧困等）が絡んでおり、介護支援専門員等のみでは対応が困難なケース
 - ウ 虐待者がアルコール依存症や精神疾患を煩っているなど精神的な問題があり、単なる介護保険サービス等の提供のみでは、改善が見込めないケース
 - エ 生命に関わる危険があると思われるケース（緊急性が高くケース会議に諮る暇がないケースは除く。）
- (2) 高齢者虐待は、多くの要因が複雑に絡まって発生すると言われており、大半の虐待は、ケース会議での検討が必要と思われますので、1 機関で抱え込まず、虐待が深刻化しないうちに専門相談窓口へ相談し、ケース会議に諮ることが大切です。

4 家族が医療を受けさせない場合

Q 家族が医療費の負担を嫌い、高齢者本人に必要な医療を受けさせない場合に、行政機関が職権で医療サービスを利用させる方法があるか。

- (1) 医療法等には、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、職権で医療サービスを受けさせ、医療費を支弁することはできません。したがって、必要な医療を受けさせるためには、まずは家族を説得することが基本になります。「日常生活上介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯」であれば低所得者でなくても生活福祉資金の貸付対象となりますので、当該制度の利用を勧めてみることも検討してください。
- (2) また、低所得者や要保護者などの生計困難者に対しては、社会福祉法第 2 条第 3 項の規定に基づき、医療費を減免（無料・低額診療）する病院がありますので、その利用も検討してみてください。なお、病院によって、減免基準が異なりますので、病院の医療ソーシャルワーカー等に相談し、協力してもらえるかどうか調整しておく必要があります。現在、県内では、次の医療機関が無料・低額診療を実施しています。

無料・低額診療施設

施設の名称	郵便番号	所在地	電話番号
水戸済生会総合病院	311-4198	水戸市双葉台 3-3-10	029 (254) 5151
神栖済生会病院	314-0112	神栖市知手中央 7-2-45	0299 (97) 2111
龍ヶ崎済生会病院	301-0854	龍ヶ崎市中里 1-1-1	0297 (63) 7111
常陸大宮済生会病院	319-2256	常陸大宮市田子内町 3033-3	0295 (52) 5151
白十字総合病院	314-0134	神栖市賀 2148	0299 (92) 3311

5 家族が介護サービスを拒否する場合

Q 養護者が、お金がかかるからと一切のサービスを拒否する場合、どう対応すればよいか。

大変難しいケースですが、まずは、ケース会議でこの世帯に関係する機関や職種が集まり、アプローチの方法を検討します。

高齢者に対しては安否確認のための民生委員等による訪問、保健師による健康相談、行政担当者による介護保険制度の説明のための訪問、生活保護受給者であれば担当ケースワーカーによる訪問調査、さらに、別居の親族や知人等、養護者と関係を持つための糸口を模索します。

養護者が求めているものが何か（経済的な支援、親族の協力等）、養護者がどのような要因を抱えて、なぜ支援を拒否しているのかを関係者が情報を共有しながら検討するなど、粘り強く対応することが大切です。

6 家族が身元保証人にならない場合

Q 息子夫婦が介護放棄しており、高齢者本人は、特別養護老人ホームへの入所を希望しているが、息子は、身元引受人になることを拒否している。特別養護老人ホームへ入所させるためにはどのようにしたらよいか。

(1) 特別養護老人ホームは、正当な理由（入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合）なく入所を拒否してはならないことになっています。したがって、「身元引受人を立てることができない相当な理由が認められる」このケースのような場合は、必ずしも身元引受人を立てる必要はありません。（平成11年3月31日厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第4条の2参照）

(2) しかし、それでも施設が身元引受人を求め、利用契約による入所ができない場合は、家族からの虐待又は無視を受けているために介護保険サービスが利用できない場合に該当しますので、やむを得ない事由による措置を実施して、特別養護老人ホームへの入所措置を行います。

7 住民票が移動されていないケースの措置市町村

Q A市に居住はしているが、住民票はA市にない場合、A市は、当該者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができるか。

(1) 老人福祉法第5条の4の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要であると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされており、このケースにおいては、住民票の有無に関係なく、A市がやむを得ない事由による措置を行うこととなります。

(2) その後、A市が転入届を受けて、又は職権により本人の住民票を作成して、要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

8 入所判定委員会の開催

Q やむを得ない事由による措置で特別養護老人ホームに入所させる場合、対象者が要介護認定を受けていれば入所判定委員会を開催しなくてもよいか。

市町村長は、老人ホームへの入所措置を実施する場合は、その要否を判定するため「入所判定委員会」を開催する必要があります。

但し、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法第 14 条に基づく介護認定審査会における要介護認定の結果を基本とし、入所判定委員会を開催しなくても差し支えありません。

9 定員超過の取扱い

Q やむを得ない措置により入所させると、当該特別養護老人ホームの定員を超過してしまうが、その場合でも措置できるか。

- (1) 虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を 5%超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。該当の案件があった場合は、入所に至る経過を説明できるように記録しておく必要があります。

※介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 67 号）（抜粋）

（定員の遵守）

第 31 条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (2) ただし、この取り扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものです。措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、措置後には、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を取り除くための高齢者への精神的支援や虐待を生んだ要因を取り除く手だて（養護者の負担軽減、年金の管理、成年後見人等の選任、養護者に対する精神的支援等）を講じることで措置の解消に努めることが大切です。

10 やむを得ない事由による措置の要件

Q どのような場合に「やむを得ない事由による措置」を行うことができるのか。

国 P62～63

やむを得ない事由による措置は、65歳以上の高齢者が、介護保険サービスが必要であるにもかかわらず、本人が家族等の虐待を受けていたり、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がないなどのやむを得ない事由により、介護保険サービスの利用契約やその前提となる要介護認定の申請ができないため、介護保険サービスを受けることができない場合に、市町村が職権により必要な介護保険サービスを提供するものです。

(1) 虐待者からの分離の必要があるような場合であっても、サービス利用について虐待をしている家族等の了解が得られるなど、本人の意思表示が妨害されない状況であれば、通常の契約による介護保険サービスの利用となります。

(2) 虐待者の妨害により、本人が介護認定の申請や利用契約の締結ができず、必要な介護保険サービスを受けることができない状況にあれば、やむを得ない事由による措置が可能であり、生命に危険があるなどの緊急性は、やむを得ない事由による措置を実施する際の直接の要件とはなっていません。

したがって、虐待が行われており、そのまま在宅生活を続けても改善が見込めず、将来的には、生命の危険が生じる可能性があるような場合は、差し迫った危険はなくても、特別養護老人ホームへの入所などの、やむを得ない事由による措置を実施することが可能です。

(3) やむを得ない事由による措置は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対しても措置を行うことが可能です。

さらに、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うことは可能です。

(平成15年9月8日「全国介護保険担当課長会議」資料6連絡事項)

(4) 高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化をきたしているものの、要介護認定を受けるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には、やむを得ない事由による措置が適用できることとなりました。

また、この場合、低所得世帯等で養護老人ホームの入所基準に該当する高齢者については、通常の措置により、養護老人ホームへ入所させることができます。

1 1 やむを得ない事由による措置を実施した場合の費用負担

Q 「やむを得ない事由による措置」を実施した場合の費用負担はどのようになるのか。

(1) やむを得ない事由による措置を実施し、介護保険制度を利用する場合は、9割は、保険給付が行われることから、残り1割+居住費、食費については、市町村が措置費で支弁することになります。

措置費で支弁した費用は、介護保険制度に準じる考え方で本人等の負担能力に応じて徴収することとなります。

(平成12年3月7日平成11年度全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料)

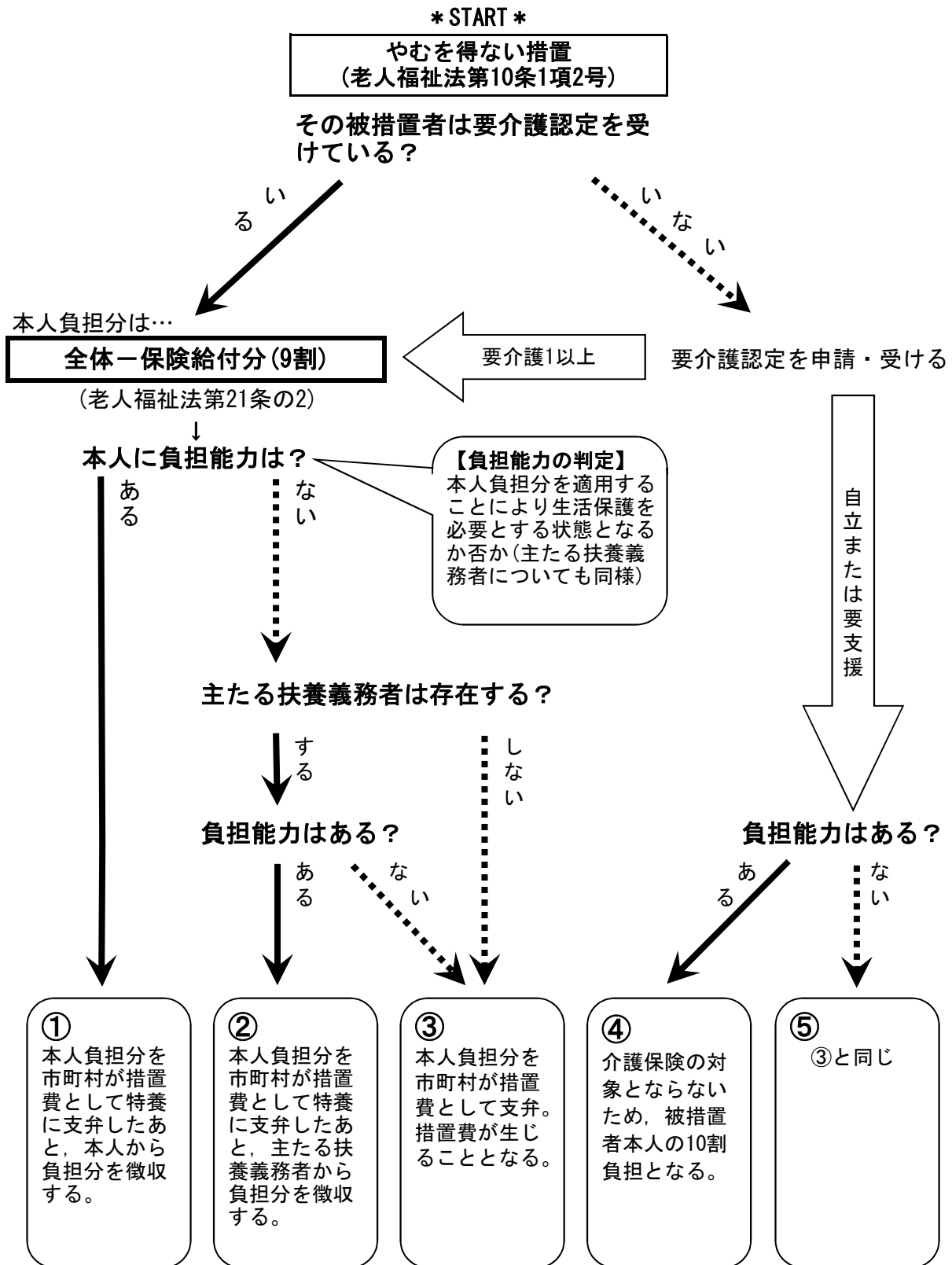
(2) 緊急時など要介護認定前に措置を開始した場合、同時に要介護認定申請をすると、その費用負担について、措置日に遡って介護保険からの給付の可能性があるため、措置担当者と介護保険担当者間で調整をとっておく必要があります。

この場合において、介護保険からの給付が困難な期間が生じた場合は、その期間の費用は、全額を市町村が措置費で支弁することとなります。

また、支弁した措置費のうち、介護保険制度における自己負担相当分については、上記(1)に準じて、負担能力に応じて本人等から徴収することも可能です。なお、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホームへ入所させた後、要介護認定の結果、自立または要支援であった場合、負担能力に応じてその間の費用を被措置者本人から徴収することも可能です。

(3) やむを得ない事由により特別養護老人ホームへ入所措置を実施した場合の費用負担にかかる判定チャートを次頁に示します。

やむを得ない措置 費用負担判定チャート



12 家族が年金を取り上げている場合

Q やむを得ない措置で本人を特養に入所させたが、本人の年金を息子が管理していて離さない場合に、息子から年金を取り戻すにはどうすればよいか。

(1) まずは、息子をねばり強く説得します。説得の際は、行政機関が加わることが効果的です。説得しても取り戻すことができない場合は、次のような方法が考えられます。

ア 高齢者本人が家庭裁判所に調停を申し立て、調停が不調に終わった場合は、弁護士を立てて正式に裁判所に訴えを起す。

イ 年金が振り込まれる口座の変更を行う。

ウ 元の通帳を使えなくした上で新たに通帳を再発行する。

(2) 上記**ア**の方法については、家庭裁判所又は弁護士等の法律の専門機関に相談して行います。

(3) 上記**イ**の「年金が振り込まれる口座の変更を行う」方法は、年金事務所と金融機関の協力を得て、高齢者本人の口座を新たに設け、その口座に年金が振り込まれるよう「金融機関変更」を行います。これによって、新たに支給される年金については、高齢者本人が使えるようになります。

しかし、この場合、息子が年金の証書番号を知っていて、かつ高齢者本人名義の通帳（元の通帳）と印鑑をもっていると、息子が再び元の通帳へ金融機関変更を行ってしまう可能性があります。

(4) 上記**ウ**の「元の通帳を使えなくした上で新たに通帳を再発行する」方法は、金融機関の協力を得て、高齢者本人が通帳（キャッシュカードを含む。）の紛失届を出して、新しい通帳を再発行してもらいます。この方法だと、新たに支給される年金を確保することができるだけでなく、今残っている預金も保全することができます。

ただし、この場合、その後、息子が元の通帳で金を引き出そうとしたとき、引き出すことができないことから金融機関の窓口でトラブルになる可能性がありますので、息子には、手続きが終わった時点で、その旨を連絡しておくとい良いでしょう。

また、金融機関によっては、通帳の紛失として取り扱ってくれない場合もあり、その場合は、残念ながらこの方法はとることができません。

1 3 法律関係の相談窓口

Q 財産問題や相続問題などが絡んでいるケースのように法律の専門的な知識を必要とする場合の相談窓口はあるか

法律的な問題が絡んだケースに対応できるよう、地域ケア会議や地域ケアシステムのサービス調整会議のメンバーに弁護士等の法律の専門家を加えておくとい良いでしょう。(法律の専門知識が必要なケースのときに参加してもらう。)

なお、県民が手軽に相談できる法律の相談窓口としては、次のような機関がありますので、法律関係の相談先を聞かれた場合などの参考としてください。(資料編 P47, 50)

(1) 日本司法支援センター 茨城地方事務所 (法テラス茨城)

場 所：水戸市大町 3 丁目 4 番 36 号 (大町ビル 3F)

電 話：050(3383)5390

相 談 日：平日 午前 9 時～午後 5 時

対 象 者：月収手取金額 (賞与も含む) が次の資力基準を満たす方

- ・単 身 者：18 万 2,000 円以下
- ・2 人家族：25 万 1,000 円以下
- ・3 人家族：27 万 2,000 円以下
- ・4 人家族：29 万 9,000 円以下
- ・以下 1 人増えるごとに 30,000 円を加える。

利 用 料：無料

利用方法：上記に電話をして、扶助の法律相談受けたい旨を話す。

相談登録弁護士が紹介される。

東日本大震災の特例で、7 市町 (守谷市, 古河市, 五霞町, 境町, 八千代町, 坂東市, 結城市) 以外の 37 市町村では、平成 30 年 3 月 31 日まで無料で相談が受けられます。

(2) 県民相談センター

場 所：水戸市笠原町 978-6 (茨城県庁舎 3 階)

電 話：029(301)2147

相 談 日：毎週金曜日及び第 1・3 火曜日の午後 1 時～午後 4 時 (1 人 30 分以内)

利用方法：電話等による予約制

利 用 料：無料

(3) 茨城県弁護士会法律相談センター

電 話：029(227)1133

相 談 日：平日 午後 1 時～午後 4 時

利用方法：電話等による予約制

利 用 料：有料 (1 件 30 分 5,400 円 ※平成 27 年度以降は, 1 件 30 分 5,500 円)

※詳しくは上記に確認してください。